

## モノラック安全協力会規約

### 第 1 条（名称および事務局）

本会はモノラック安全協力会と称し、事務局を株式会社ニッカリ(以下ニッカリ)におく。

### 第 2 条（目的）

モノラック安全協力会を通じて、モノレールの取り扱いについて会員のゼロ災害および使用者への安全啓発を目的とする。

### 第 3 条（活動）

1. 年 1 回の安全大会の実施。
2. 安全協力会発行の取扱主任者講習テキストによる使用者への安全教育の実施。
3. 安全協力会発行の点検ステッカーによるメンテナンスの管理と品質向上の実施。
4. 安全協力会発行の安全ポスターによる使用者に対する安全啓発の実施。
5. その他本会の目的達成に必要な活動の実施。

### 第 4 条（会員）

本会の会員は原則としてニッカリの代理店および協力企業または団体とする。

会員は安全協力会発行の取扱主任者講習テキストの会員名簿に記載するものとする。

### 第 5 条（賛助会員）

賛助会員は、業界団体および学識経験者本会運営に必要とされ、ニッカリと本会の総会で承認を得た、企業または団体および人物とする。

### 第 6 条（会員の資格喪失）

本会員が本会の義務を怠たり、本会の目的に反する行為を行うことで、総会にて除名を決定された場合は、資格を喪失する。

### 第 7 条（会費）

会員は、次の費用を納入するものとする。

1. 入会金 ￥25,000.-（入会時）
2. 会費 ￥15,000.-（毎年）

### 第 8 条（役員）

本会に次の役員をおくこととする。

1. 会長（1名）
2. 副会長（若干名）

3. 会計 (1名)

4. 監査 (1名)

#### 第9条 (役員を選任および任期)

役員は会員の互選とし、任期は2年とする。

#### 第10条 (役員の仕事)

1. 本会長は、本会を代表して会務を統括する。
2. 本副会長は、本会長を補佐して、会長不在時はその業務を代行する。
3. 本会計は、金銭を明確に処理し、本会の帳簿へ正確に記帳する。
4. 本監査は、本会の会計を監査する。

#### 第11条 (総会)

総会は年1回とし、安全大会当日に実施するものとする。

なお、欠席の場合は会長に一任するものとする。

#### 第12条 (役員会)

役員会は年2回程度とし、会長が必要と認める時に召集する。

#### 第12条 (会計年度)

本会の会計は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

#### 第13条 (慶弔金)

事業主1親等までを対象とし、慶弔金を支払うこととする。

- ・ 本人 10,000円/1人
- ・ 事業主1親等 5,000円/1人

会員より報告があれば、事務局より全会員へ連絡する。

#### 第14条 (付則)

この規約に定めない事項については、役員会において決定する。

#### 第15条 (施行日)

この規約は平成29年4月1日から施行する。

#### 【改訂記録】

- (1) 平成27年4月15日
- (2) 平成29年4月1日